

千葉県消防局ヘリポート運用管理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市が設置する千葉県消防局ヘリポート飛行場外離着陸場の運用及び付属する施設並びに航空灯火施設の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領の用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリポートとは、千葉県消防局ヘリポート飛行場外離着陸場及び付属する施設をいう。
- (2) 航空機とは、航空法（昭和27年法律第231号。）第2条第1項に規定する回転翼航空機をいう。

第2章 ヘリポート管理

(管理責任者)

第3条 ヘリポート管理責任者は警防部航空課長（以下「管理責任者」という。）が行うものとする。ただし、管理責任者に事故あるときは警防部航空課長補佐が職務を代行しなければならない。

2 ヘリポートの運用は、管理責任者が指名した者（以下「運航管理要員」という。）が行わなければならない。

(管理業務内容)

第4条 ヘリポートの管理業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 航空機の離着陸に関すること
- (2) ヘリポートの整備及び機能保守に関すること
- (3) ヘリポートの監視及び保安に関すること
- (4) 航空機の給油又は廃油に関すること
- (5) 航空灯火施設の運用及び機能保守に関すること
- (6) その他ヘリポートの管理に関すること

(禁止行為)

第5条 ヘリポートにおいては次の行為を禁止する。

- (1) ヘリポートの使用に関係ない者の立ち入り、車両の進入及び物品の集積等を行うこと。
- (2) 指定場所以外で火気を使用すること。
- (3) その他ヘリポートの機能を損なう恐れのある行為

2 管理責任者は、航空法第53条に準じる禁止行為を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(設置基準の維持管理)

第5条 管理責任者は、ヘリポートを適正に維持管理しなければならない。

(改修その他の工事を行う場合の措置)

第6条 管理責任者は、ヘリポートの改修その他の工事を行うときは、保安上必要な措置を講じるとともに、必要な標識等を設置し、航空機の離着陸に支障が生じないようにしなければならない。

(災害等の対策)

第7条 管理責任者は、ヘリポート内における航空機の火災、その他の事故に対処するため、関係機関との連携を密にするとともに、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、天災その他の事由により航空機の離着陸の安全を阻害する恐れが生じたときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨を消防局長(以下「局長」という。)に報告しなければならない。

3 ヘリポート内における航空機の火災、その他の事故が発生した場合に備え、「緊急連絡体制一覧表」により関係機関との連絡体制を確立し、掲示する。

(給排油作業の制限)

第8条 航空機に給油又は航空機から排油を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 次に掲げる場合は、原則として航空機の給油又は排油を行わないこと。

ア 発動機が運転中又は過熱状態にある場合

イ 航空機が格納庫にある場合

ウ 必要な危険防止措置が講じられる場合を除き、人が航空機内にいる場合

エ 給油装置又は排出装置に異常が認められた場合

(2) 給油又は排油中に航空機の無線設備若しくは電気設備の操作、その他静電、火花放電を起こす恐れのある行為を行わないこと。

(3) 給油中は、航空機及び給油装置をそれぞれ電位零の地点に接地させること。

第3章 ヘリポート運用基準

(ヘリポートの概要)

第9条 ヘリポートの概要は以下のとおりである。

(1) 所在地及び標点

千葉市緑区平川町1513番の1

北緯 35度32分49秒

東経140度14分35秒

(2) 標高及び偏差

標高：66m (216ft)

偏差：7.0° W

(3) 飛行場灯火等

灯火の種類	配置	数
飛行場灯台	格納庫屋上	1基
風向灯	滑走路北東部	1式
境界灯	着陸区域の境界線上	8灯
境界誘導灯	滑走路短編の外側	6灯
着陸区域照明灯	着陸区域四隅の外側	4基

(運用時間)

第10条 ヘリポートの運用時間は、8時30分から17時30分（土日祝日を除く）までとする。ただし、災害発生時及び事前計画に基づく訓練並びに局長が認めた場合はこの限りでない。

(最低気象条件)

第11条 管理責任者はヘリポートの運用に関し、次の最低気象条件を満たしていなければ、ヘリポートを運用してはならない。

ア 視程：1,500m以上であるとき

イ 雲高：300m以上であるとき

(通信)

第12条 ヘリポートの通信及び周波数並びに呼び出し符号は以下のとおりとする。

ア 航空波 (VHF)	129.75MHz	「ちばしょうこうくう」
イ デジタル (消防系)	主運用波2	「ちばこうくう501」
	統制波1	「ちばこうくう501」
	統制波2	「ちばこうくう501」
	統制波3	「ちばこうくう501」

(遵守事項)

第13条 ヘリポートを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 離陸しようとするときは、あらかじめ管理責任者に許可を受けなければ

ならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) ヘリポートの立地条件及び気象状況その他の事由により、ヘリポート運用上の支障があると認めるときは、航空機の離着陸を制限しなければならない、但し、緊急の場合であって必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (3) ヘリポート内に立ち入る者は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。

第4章 航空灯火施設

(航空灯火施設)

第14条 航空灯火施設とは、航空灯火及びこれに付帯する受配電設備、電線路等をいう。

(管理責任者)

第15条 航空灯火の管理責任者は航空課長が行うものとする。ただし、管理責任者に事故ある場合は航空課長補佐が職務を代行しなければならない。

2 航空灯火の運用は、管理責任者が指名した者（以下「運航管理要員」という。）が行わなければならない。

(運用要領)

第16条 夜間において航空機を運航する場合は、航空灯火を点灯し、次の各号により実施するものとする。

- (1) 着陸を予定する航空機があるときは、その着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 航空機が離陸したときは、離陸してから15分間は点灯を継続すること。
- (3) 操縦士から点灯の要求があった場合には、可能な限り応じること。
- (4) 灯火時に異常の発見又は通報を受けた場合は、運航管理要員は管理責任者へその旨を報告すること。

(運用の停止)

第17条 管理責任者は、次の各号により運用を停止する場合は、局長へ速やかに報告するとともに必要に応じて関係機関にも連絡するものとする。

- (1) 天災その他の原因によりヘリポート又は滑走路の供給が一時停止された場合
- (2) 天災その他の原因により灯火の機能が損なわれる恐れのある場合
- (3) 工事のため灯火の機能が損なわれた場合
- (4) 飛行場灯台が不点となった場合

(復旧)

第18条 責任者は、灯火が前項の異常状態で運用を停止した場合は、速やかに復旧するとともに運用の再開を局長へ報告するとともに必要に応じて関係機関にも連絡するものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。